
現代中国における政治文明と政治のダイナミズム

趙 宏 偉

〈法政大学〉

要 旨

小稿は、政治のダイナミズムの1つとして政治文明を取り上げ、中国の政治文明の特徴とその中国政治へのインパクトについて一説を提示する。

政治文明論は、古代の中華世界から近代の中国への伝承線上にある現代中国の政治現象を分析するのに有効であることが疑いなかろう。「中国の文明は自前で生み出され、(中略)また、子孫たちの手に継承されて発展を続け、断絶することなく現代に至っている。(中略)この事実こそ、中国の歴史と文明が他国のそれと決定的に異なる特徴である」。そのため、中国の文明は「歴史の古層」よりの「執拗な持続低音」(丸山真男)としてのインパクトがより強いと考えられる。よって、中国政治の変化は、外からの衝撃に対する反応、歴史の断絶をもたらす資本主義または社会主義革命からの影響があるものの、中国の政治文明の伝承性とその本流をなし、「中華本流の政治」を構成してきた。中国の政治文明は中国の政治過程を動かす最も重要なダイナミズムである。

小稿は政治文明論アプローチを用いて、江沢民時代以来の政治変動を検証する。まず政治理念の修正としての「3つの代表思想」の提出の意味を分析し、政治改革の内容と意味を検証する。次に「農村税費改革」という実例研究を通して政治文明と政策過程との関係を分析する。

キーワード 政治ダイナミズム、政治文明、「3つの代表思想」、政治改革、農村税費改革、中華本流、「重層集権体制」(Multi-layered Centralized Regime)

I 政治のダイナミズムとしての政治文明

小稿は、政治のダイナミズムの1つとして政治文明を取り上げ、中国の政治文明の特徴とその中国政治へのインパクトについて一説を提示する¹⁾。

筆者は近年政治文明論の理論枠組みを主張し、政治文明論アプローチによる中国政治・外交の研究を試みている²⁾。しかし政治学界では、政治文化論、政治哲学、政治経済学、政治社会学、政治人類学、国際政治学など、人文・社会科学のほとんどの分野を跨ってさまざまな学説が開発されているが、「政治文明論」は認められていない。

政治学界で文明論アプローチが拒まれる主な理由には、それが「非生産的なアプローチ」であることが挙げられる。政治現象を文明論的に説明すると、人間の生産的な行動よりも、その宿命的な動きが結論になるのではないかという恐れが指摘されている。実は政治学として認められている「政治文化論」も、同じ理由でそれによる政治現象の研究が極めて低調である。しかし「非生産的な研究」になる可能性を恐れるあまり研究そのものを放棄するのではなく、政治文明論アプローチを生産的なものに作り上げることこそ、研究者に課された課題のように思う。

中国では、2002年に開かれた第16回党大会に、

政治文明が新しいキーワードとして打ち出され、世界における文明の多様性も胡錦濤などの中国首脳より強く主張されてきた。しかし、中国での政治文明論をテーマとする著書や論文の多くは、文明を先進と落後という軸に沿って優劣に分ける類の論説であり、文明の多様性論に矛盾する。文明の多様性論は先進国と発展途上国の文明を「優劣」ではなく、「多様」として捉える議論であり、世界の文明論学界で主流を占めている。

では、文明 (Civilization) 及び政治文明 (Political Civilization) とは何か。そしてそれは文化、及び政治文化 (Political Culture) とどう区別されるべきか。以下広く認められる学説を利用して小稿なりの定義を簡潔に示しておく。

まず、一般論として文明は人間の精神的所産としての狭義の文化に対し、人間の精神・物質の両面にわたる生活パターンの複合体を指す³⁾。そして「文明がまず誕生し、それが地域的に定着し、それぞれの時代と社会に醸成されたのが文化である」つまり「文明は基礎的、普遍的であり、文化は特殊的、個別的、時代的なものを指す」とも指摘される⁴⁾。さらには「それだけを単独に取り上げて理解できる」ような範囲、「世界の他の部分を引き合いに出さなくとも、大体理解できる」ような範囲が歴史研究の単位であるべきだとして、それを「文明」と呼び、つまり「文明」とは、因果関係の連鎖がそれ自身の中に納まっているような空間的・時間的範囲を有し、例えばイギリスのような国民国家ではなく、西欧文明やヘレニック文明のようなより広い、明らかに因果関係は自己完結しているものを考えるべきだという⁵⁾。

これらの議論を帰納して文明とは、因果関係が自己完結している空間的・時間的範囲に生まれ育った人間の精神・物質の両面にわたる生活パターンの複合体であり、いわゆる政治文明とは、政治分野におけるこのような政治活動パターンの複合体であると定義できる。

このような政治文明の理論枠組みとして、いく

つかのポイントが挙げられよう。

第1に、政治文明論は文明の国際地域性を認める。因果関係が自己完結するものとしての文明の存在空間は、グローバルでもカントリーでもなく西欧文明やヘレニック文明や中華文明などが存在する広域レベルの国際地域である。どの文明も特定の国際地域に生まれ、伝承される。

第2に、政治文明論は文明の超時代的伝承性を重要視する。時代的なものとしての「文化」に対して、文明は因果関係が自己完結するものとして超時代的な完結時間を有する。特定の国際地域に生成する文明は、複数の時代を超えて伝承される歴史の結晶であり、伝承の中で自律的に進化し、文明としての生命力が示される。

第3に、政治文明論は文明の相対性を主張する。言い換えれば、西欧の文明対その他の野蛮、愚昧といった文明の絶対性説を認めない。文明は多様であり、世界は多元である。さまざまな文明は自己完結する因果関係を持ち、つまりそれぞれ存在の根拠を有する。

第4に、政治文明論は文明の融合性を認識する。文明は不変で宿命的なものではなく、伝承の中で変化するものである。文明の変化は自律的な進化のほかに、他文明から影響を受けること、他文明を受け入れること、または他文明に溶け込むことといった文明の融合を通して進められる。伝承と融合の中で強い影響力を見せる文明もあれば、独立の文明として維持できなくなって消え去るものもあると考えられる。文明はその伝承と融合の中で生命力の強弱が示されるわけである。

このような政治文明論は、捉え方次第で生産的な理論になう。例えば、文明はとりあえず伝承性と融合性をもち、この2点だけを取り上げても、文明は不変で宿命的なものではなく、自文明の連続と他文明との融合の中で自律的、また他律的に進化し、変化するものであることがわかる。

最後に、このような政治文明と政治現象との関係については、丸山真男が用いた「歴史意識の古

層」よりの「執拗な持続低音」という文言を借りて考えたい⁶⁾。丸山真男は日本政治思想史の研究の中で、さまざまな思想現象の底で奏でられている普遍的なものを「歴史意識の古層」よりの「執拗な持続低音」にたとえてその性質を言い表した。政治文明はこのようなさまざまな政治現象に潜む「歴史の古層」よりの「執拗な持続低音」であり、それは政治参加者の意識の有無にかかわらず、政治現象を左右する構造的要素となりながら政治現象を通して自らの存在を現す。

政治文明論は、古代の中華世界から近代の中国への伝承線上にある現代中国の政治現象を分析するのに有効であることが疑いなかろう。「中国の文明は自前で生み出され、(中略)また、子孫たちの手に継承されて発展を続け、断絶することなく現代に至っている。(中略)この事実こそ、中国の歴史と文明が他国のそれと決定的に異なる特徴である」⁷⁾。中国の文明は「歴史の古層」よりの「執拗な持続低音」としてのインパクトがより強いと考えられる。よって、中国政治の変化は、外からの衝撃に対する反応、歴史の断絶をもたらす資本主義または社会主義革命からの影響があるものの、中国の政治文明の伝承性がある本流をなし、「中華本流の政治」を構成してきた。

II 中華本流の政治と共産党の「全民党」「中華党」への変身

今までの筆者の研究は主に以下の諸点を論じた⁸⁾。

古代社会の成立 東アジア大陸の文明史が始まる頃の華北地域の地理、気候などの自然環境、それに紀元が始まる前後という早い時期での鉄器農具と牛耕の普及により、家族経営型の独立農家を中心的存在とする古代社会が形成された。これは近代以前の世界で中国にしかみられない現象である。

古代国家の成立 独立農家を中心的な存在とす

る社会には、日本やヨーロッパのような1つの地方、村をまとめる領主、荘園主といった類の中間統治装置は存在しなかった。そこで砂の如くの独立農家を統治するには、官僚制が必要不可欠な装置となり、古代官僚制が形成された。古代官僚制も近代以前の世界で中国にしか見られない現象である。

前記の中国社会と国家における基本的な特徴は、中国の政治体制の特徴を規定した。官僚制の効率性により、統治者が広大な地域を統治できるようになり、統一の大中国ができあがった。しかし、官僚制の限界性により、統治者は大中国を省ごとに分けて統治を行わざるを得ず、また官僚による「官治」が届かない村のような社会末端レベルで「民治」という民間エリートによる自治を行ってきた。このような末端と中間の各層では、地方統治者に支配地域の全権力が集中し、そして省レベルの統治者は中央レベルの政策決定において当然な参加者でもあった。こうした権力構造はまだ中国にしかみられないものであり、今日に至って伝承されている。このような特徴をもつ中国の政治体制は「重層集権体制」(Multi-layered Centralized Regime)と性格付けられる。

では、以下、政治文明論アプローチを用いて江沢民時代以来の政治変動を検証してみたい。まず政治理念の修正としての「3つの代表思想」の提出の意味を分析し、次に政治改革の内容と意味を検証する。

周知の通り、江沢民は「3つの代表思想」を打ち出した。3番目の「最も広範な人民の根本的利益の代表」は、今までの「プロレタリアと農民階級の利益の代表」や「労働階級の利益の代表」を改めたものである。そして『共産党規約』にある共産党の階級性の規定は、共産党80数年の歴史の中ではじめて変えられた。かつて共産党は「中国労働者階級の前衛隊」と規定されていたが、第16回党大会で、この規定の後に「中国人民と中華民族の前衛隊」という概念が付け加えられた。

「中国人民と中華民族」は、「中国労働者階級」を包括する概念であり、共産党は「全民党」「中華党」となって階級性の転換を遂げた。

「中国人民と中華民族の前衛部隊」という新しい政治理念は、少なくとも1997年に検討されはじめたと思われる⁹⁾。江沢民は第15回党大会での報告の中で、共産党革命史の性格について新しい説明を行った。今までの公式な共産党革命史は、ロシアの10月革命に影響されて、マルクス・レーニン主義が中国で広がった1919年の「5・4運動」を起点としてきた。江沢民の新しい説明は、共産党革命史を中華振興史に置き換えて、20世紀初頭に遡り、孫文、毛沢東、鄧小平の3人を一世紀の中で「中華振興」の3回の歴史的な大変化をリードした偉大な3人として評価した。孫文は、はじめて「中華振興」というスローガンをかけ、辛亥革命を指導して清王朝の君主専制制度を終わらせた。毛沢東は、世界的意義を持つ勝利である中国の統一と独立を成し遂げた。そして鄧小平は、改革・開放を推し進め、近代化による中華振興の局面を開いた。江沢民は従来のような、資本主義革命の孫文とか、社会主義革命の毛沢東たち、といった階級論を変え、孫文、毛沢東、鄧小平の3人の偉大なる功績を中華振興の百年史の三段階として意味付けた。

こうした中華振興史の延長線上に、江沢民が自らに課した使命は、5年後の第16回党大会で明らかになり、それは共産党を中華振興のための「中華党」に変えることであった。

冷戦が終結した後、中国のエリート層の中で、ここ百年来、西洋の資本主義に憧れたり、西洋の共産主義、社会主義に引き付けられてきた経験を反省して、自らの文明という本流に意識的に回帰する傾向が強く現れた。江沢民は共産党創始者の代わりに孫文を革命の祖とした。これは彼の中華本流への回帰に対する強い意識を示した。

「中華本流」とは、主に漢民族が担ってきた中国の文明の本流というものである。近代中国の政

治理念は、孫文の政治理念を起点として発展してきた。孫文が最初に掲げた政治理念は、「驅逐韃虜、回復中華」というものであり、それはかつて明朱元璋のスローガンであった。漢民族はモンゴル族の元や女真族の清など、異民族の王朝を百年、三百年と受け入れてきたほど、融通性が利く民族だが、それは中華本流に組することが前提条件であった。征服者である異民族のほうも中華本流の王朝になるよう努力した。しかし19世紀末、清朝は衰退の一途を辿っていた。そこで、孫文ら中華知識エリートたちは、清朝に見切りをつけて、中華本流の再興を求めようになった。

孫文の後に共産党の中で、西洋の共産主義と中国の民族主義をミックスさせた「毛沢東思想」が支配的な政治理念となっていたが、鄧小平の時代には、「中華振興」が高らかに掲げられるようになり、そして鄧小平は自分が再開した「中華振興」を江沢民に託し、さらに江沢民の後継者候補まで選び、胡錦濤を指名した。

文明論アプローチは政治家の政治理念の分析において、その形成過程である政治家の個人史の研究を重要視する¹⁰⁾。江沢民と胡錦濤は同じ安徽省から江蘇省蘇北地方に移住した明清徽商の名家に生まれ、同郷、同階級という育ちである。また江沢民と胡錦濤は、中華知識エリートを育てる名門小学校、中高等学校、大学の卒業である。鄧小平は同じタイプの政治家を後継に選んだわけである。鄧小平は育ちを重んじている政治家である。「育ち」というものは中国の政治文明の一要素である。

その江沢民は全権を掌握した後、前述したように第15回党大会で孫文を引き合いにして中華本流の復興をめざす政治理念を唱え、続いて第16回党大会で党の階級性を修正した。江沢民の跡を継いだ胡錦濤は、江沢民以上に中華本流を強く意識する中華知識エリートである。胡錦濤が中国共産党総書記に選ばれた翌日に発表された彼の履歴の1行目は、「安徽省績溪县人」とあった。しかし実際に胡錦濤は江蘇省泰州市の胡家の5代目で

あり、戸籍法上でも習慣上でも安徽省績溪县人ではない。胡錦濤が拘っているのは、績溪县胡家の1600年の歴史、明朝の重臣、明清の豪商、民国の国学大師（胡適）を輩出していた家系、そしてその本家48代目子孫としての誇りである。

江沢民主導の次世代人事は彼と胡錦濤の信頼関係を示している。

まず、9人の党中央政治局常務委員のうち、党総書記兼国家主席胡錦濤、全人代委員長呉邦国、首相温家宝、全国政治協商会議主席賈慶林というトップポストに就任している4人が、60歳前後である。党務担当の李長春もこの年頃であるが、残りの国家副主席曾慶紅、副総理黄菊、党規律検査委員会書記呉官正、党政法書記羅干は2003年現在それぞれ66、67、67、70歳である。江沢民時代に70歳定年という制度が作られたことを考えると、トップポストに就任している4人は、制限いっぱい2期10年を務めることができる年齢である。これは領導體制の安定を保つという共産党の人事原則を体現している人事である。そして国家のトップポストに付いていない曾慶紅以下4人は1期5年で定年になると推測することができる。つまり、江沢民は曾慶紅や黄菊といった側近中の側近を過剰に優遇しているというわけではなかったということである。

次に、政治局委員の中でも最年少が現在58歳であり、胡錦濤の後継者になりうる人物がいない。かつて鄧小平は江沢民を後継者に指名し、さらに49歳の胡錦濤を江沢民の後継候補に指名した。しかし江沢民は胡錦濤の次を全く指名しなかった。かつての鄧小平のやり方と違って、江沢民は胡錦濤の後継人事に全く介入せずすべて胡錦濤に任せただけである。

江沢民と胡錦濤は先祖代々の同郷、同階級、同育ちであり、同じ政治理念を掲げて92年から10年間党中央機関で一緒に働いてきた。最後に江沢民は次の10年だけではなく、次の次の10年をも胡錦濤に託した。これが江沢民と胡錦濤の信頼関

係であろう。

胡錦濤は江沢民に継いで中華本流の復興を完遂させる使命を負っている世代であり、政治改革の局面では、第16回党大会で打ち出された「政治文明の建設」が彼の使命になる。

III 政治文明の再建と政治体制改革

第16回党大会は政治体制改革について、政治体制改革の目的として「政治文明の建設」という新用語を用いた。

「政治文明」は、中国社会で民主主義を意味する欧米文明ではなく、野蛮の対極としての政治文明を意味するものである。伝統的な中国の政治文明は、知識エリート政治の文明に言い換えることができる。科挙を勝ち抜いた知識人たちは「文明人」であり、文明人による立派な政治は文明的な政治である。無学の民たちは政治を行ったら混乱が来たとし、それは野蛮な政治である。「政治文明の建設」は中華本流の政治文明を再建することである。

第16回党大会は「政治文明の建設」のための政治体制改革を以下のように規定した。①共産党の「階級党」から「中華党」に変革。②政策決定と執行の法制化と制度化。③行政管理体制改革。④末端の民主を拡大する。この4つの主要事項をみると、いわゆる「政治体制改革」と「政治文明の建設」は、欧米モデルではなく、共産党の政治基盤の強化と拡大、党領導と法支配の整合性の向上、政治と行政の能率化を主な目標としていることが明らかである。

前述した党文書のシンプルさと異なり、政治改革の実践のほうが多岐多彩であった。

第1に、「党内民主化」と呼ばれる動きが多くみられた。とりわけ2002年7月に共産党中央は「党政幹部選抜任用工作条例」を頒布した。それによると「市・県レベルの党委員会と政府の指導者の任命に当たって、上級党常務委員会が提案し

た後、その党委員会の全体会議は必ず審議を行い、無記名で表決を行う。党委員会が閉会期間中には、党常務委員会は決定を行う前に、必ず党委員会委員の意見を聴取する……党委員会全体会議は幹部の任免事項を審議する際に、三分の二以上の委員が会議に参加し、同意、反対と先送りなどの明確な意見を述べなければならない。十分な審議のうえで、無記名で表決を行う。意見が大きく分かれる場合、採決を見送る」とあった。

第2に、権力分立の様式が模索されている。とりわけ省党委員会書記の人代主任の兼任は、人代の行政に対するチェック能力を高めることになり、立法府と行政府の権力分立の度合いを強めることになる。今日の中国の行政は大変専門化、複雑化している。市場経済化に伴って金融行政や国際経済行政などの専門化、複雑化はその典型である。よって行政府は法案をつくって党委員会に出しても、党委員会はそれを審査して決裁するために必要な専門知識や情報を持っていない。しかし人民代表大会の常務委員たちは各政策分野で経験を積んできた官僚OB、元地方首長、研究者たちであり、専門知識や情報を持っている。したがって、省党委員会書記は人代主任を兼任すれば、人代財政委員会や外交委員会などの各専門委員会の力を借りて、政府の政策案を審査することができるようになる。

また、党大会代表と人民代表大会代表の監督の役割を発揮する方法も模索されはじめている。さらに、指導幹部に対して「経済責任審査」もはじめられた。その他に、民意調査の方法を用いて幹部を監督する試みもみられた。江蘇省南京市では、1万人の住民代表からなる評議会を発足して市の部局に対して満足度の調査を行い、満足度の低い部局の責任者が更迭された。

第3に、末端の民主主義の拡大が実験されている。その新しい動向は、村の上級政権である郷と鎮の党委員会書記と郷長、鎮長に対する直接選挙の実験である。

こうした実践を観察してみると、中国の各級地方指導部が政治体制の改革にダイナミクスを与え続け、主役を演じてきたということを確認することができる。一般的に政治体制の改革や民主化を推し進める主役が市民とされるが、中国では各級地方指導部が最もダイナミックな動きを見せ、主役となっていることが特徴である。

前述したような政治体制改革の諸措置を総合してみると、どんな政治体制図が描けるであろう。末端の民主主義の拡大には、古代中国の末端における「民治」という伝統構造の伝承が見られる。主に省級以下のレベルで進めている一定の権力分立は、古代中国の中間各レベルでの「官治」構造を継承した上での効率化という説明ができる。

そして、改革の重点とされている「党内民主の建設」は、古代中国の政治文明の基本である「労心者政治」の高度化をはかるものであろう。中国は近代以前ほぼ二千年の間、「科挙」という官僚試験を中心とする「公務員制度」を形成させて機能させていた。また古代社会にしては厳密で効率的な官僚行政システムを構築した。これらは近代以前の世界でほぼ中国のみの特徴である。よって、「労心者治人、労力者治於人」（心を労する者は人間を治め、力を労する者は人に治められる）と孟子曰く通り、中国人は大まかに労心者と労力者、言い換えれば知識エリートと民に階層化されてきた。

優秀なエリートを育成して選抜し、厳密で効率的な国家権力システムを構築し、それらをもって民を治めるとするのは、中国の伝統的な知識エリート政治である。前述した党内の民主化、権力分立体制の構築、末端レベルでの直接選挙の拡大などの政治改革は、どれも民主化というより、伝統的な知識エリート政治の復興に寄与するためのものである。

中国史上、王朝崩壊の革命期に、往々として科挙などの装置を通して形成された労心者と労力者間の厳然たる階層区別は乱れるが、革命後にやが

て回復されていくのである。今の中国では、労心者と労力者の階層が再建されている段階にあるといえる。

中国共産党はまず企業家を含む各界のエリートを共産党内に集め、次に党内民主主義を利用して主に7000万人ほどの党員からスーパーエリートたちを選び出し、さらにこれらのエリートを駆使して民をうまく統治するといった機能が備える政治体制の構築を目的としている。政治体制改革がめざしている政治文明や中国特色的「社会主義民主」は、このような7000万人ほどの党員を中心とする知識エリートの内輪のものであり、中華振興のための知識エリート政治の文明と民主である。胡錦涛指導部の政治理念は、中華本流の政治文明の再建というものであり、その政治体制改革は、西側の資本主義でも社会主義でもなく、中華本流の政治文明を中心とするものになっていくと思われる。

このような政治体制改革の諸政策は、政治体制の重層集権体制から中国式的重層民主主義体制への移行をもたらしていくと思われる。かつての層をなしている権力集中から、層をなしている中国式的エリート民主主義へと変容していくことである。

まず、末端の層では直接選挙を行う。次に、その上の中間の層では、党委員会と立法府の連携を密接化し、行政の決定と執行と監督の分立という独特の権力分立のシステムを構築するが、直接選挙を行わない。さらに「党内民主」を重要視し、党内選挙を通して指導幹部を選ぶ。中央指導者の層では、直接選挙を行わないが、2期10年までの任期制と70歳定年制を以ってその権力と権威の絶対性を一定程度相対化する。これらは今の時点で見える中国の「政治文明の建設」の形であり、中国特色的「社会主義民主体制」の形である。

IV 政治文明と政策過程

——農村税費改革の事例——

農村税費改革は、1990年代初めから模索されはじめ、10数年の努力で農業税の全廃という結果に辿りついた。つまり改革からよい税制が成立できなかったため、全廃を選択したわけである。何のための10数年の模索であったのか。要は農村税費改革は失敗した。ここで、政治文明論の視点からそのわけを検証してみる。

前述したように「民治」は、古代中国で形成された政治体制の末端レベルでの農村統治制度である。古代中国の農村では家族・宗族を利用した「民治」、つまりある種の「自治」が行われた。ただし、このような「民治」は、現代の「住民自治」を意味するものではなく、農村の家族・宗族の長に強制機能という国家機能を持たせて、家族・宗族を国家の末端支配装置とする統治制度であった。

古代の郷村では、普通の家族の長または宗族の長ではなく、その中の有力者たちが村の「民治」を施していたことはいうまでもない。彼らは「郷紳」(gentry「ジェントリー」と呼ばれるものであり、早く1950年代半ばから、日米の学界で古代中国農村の真の支配者、古代中国政治の重要なアクターとして提起され、研究されていた¹¹⁾。

郷紳たちは官僚や公の政治家ではなく、民間人という身分であったが、国家の基本機能である統治と徴税を代行し、郷村を治めていた。言い換えれば、古代中国の国家は広大な農村に官僚を派遣せず、官費を費やさずに、民間人に国家の徴税機能と統治機能の代行を任せたとのである。

徴税は郷紳が県役所から上納額を請け負うという方式で行われていた。郷紳たちは農家から幾分多めに税費を徴収して郷村を営む経費または自分の所得にする場合も、農家から徴収せずに全額を自分で負担する場合もともにあって、また当然とされていた。郷紳たちは実質上国家の統一税率を変える自主権まで持っていた。広大な国土、多様

な農村地域にあって一律の施策より、農村統治者に自主権を持たせることが必要であったと考えられる。国家にとっては、郷紳は国家の利益を実現させながら、農民の利益とのつりあわせをになう仲介役でもあった。郷紳にとっては、郷村で国家の役割を無給で代行していたが、その代行によって別の意味のもの、たとえば政治的地位、郷村の名望家または権力者としての権威、郷村の財政の掌握、自らの富の増加、及び家族や宗族の興亡など、いわば権力、権威、権益が図られ、そこから国家の代行の利益動機、インテンシブを見出していた。そして、郷紳たちの職権乱用、農民に対する過度な搾取といった事態の発生を抑制する装置として、儒学というモラルイデオロギーを用い、権力者に自律を働かせた。

このような古代中国の「民治」は、現代中国でも継承されてきた。毛沢東時代に、郷、村のかわりに人民公社制度が作られたが、人民公社レベルに国家財政から給料が支給される「国家幹部」と呼ばれる人間が公社党委員会書記や社長など責任者の数人しかおらず、他の人民公社職員、及び下級レベルの生産大隊や生産隊の責任者たちは、すべて「農民幹部」と呼ばれる民間人であった。人民公社の財政も国家からではなく、主に農村の収入から提供されていた。農民は国家から医療保険や年金保険など社会福祉を全く保障されず、農村の小中学校の教育も、主に農村の収入から支出されていた。つまり人民公社の時代においても、国家は広大な農村に官僚を派遣せず、官費を費やさずに民間人を利用して統治と徴税をするという「民治」を行っていた。

そして、鄧小平時代には、人民公社が解体されて郷、鎮、村が復活したが、「民治」という意味においては、これらは農村改革というより、「農村復古」といえよう。「農村幹部」たちは国家の統一税率を実質上変えるまでの自主権を持ち、農村を統治してきた。

鄧小平時代には、農民による村民委員会選挙を

主要な内容とする「村民自治」が公式なキーワードとされ、それは現代中国の政治体制における農村での統治制度として確立された。村民自治は、党長老で保守派の重鎮とされる彭真が最初に強く主張し、積極的に取り組んだものとされたが、研究者の間でその真否が疑問視されてきた。その真否について、筆者が行った聞き取り調査の中で、彭真の長年の秘書だった米有録はこう説明してくれた¹²⁾。

「彭真はこんな話をよくしていた。1930年代、40年代、故郷の山西省で、安定と裕福をもたらしたと高く評価されている山西軍閥閻錫山の郷村統治を観察した。それは『無為之治』だった。要するに農村のことにいちいち口出しをしない、介入が少なければ少ないほどいい、農村のことを農民に任せるということだった。したがって今、私たちは村民自治を積極的に進めなければならない。」

彭真の話より、先代の共産党指導者たちは、すでに共産主義イデオロギーや民主主義イデオロギーを超越して、意識的に中国の政治文明を継承しようとしていたことがわかる。「草の根からの民主化」と褒め称えられている村民選挙は、民主主義の理念の実現というより、伝統の「民治」を再建するための施策というわけである。

社会主義革命は農村の地主階層、言い換えれば「民治」の要である郷紳階層を消滅させた。村民選挙は郷紳階層を新たに創出するプロセスでもある。浙江省の統計によると、2003年現在、約4万人の村長のうち、30%が年収10万元の富裕層であり、特に義烏市では421人の村長のうち65%が富裕層である。金持ち村長たちは、大抵村への寄付や農民の税費負担を肩代わりすることを約束して当選されたものである¹³⁾。

社会主義イデオロギーの宣伝は、儒学というモラルイデオロギーを弱体化させた。そして、社会主義イデオロギーそのものが弱体化した現在、農村幹部に自律を働かせる装置が機能不全に陥っ

た。自律の装置の機能不全を補うために、他律の装置を必要とするようになり、欧米の政治文明である選挙という他律の装置を利用することになったと思われる。

このような「民治」の視点から観察すると、「農村税費改革」は、「民治」の徴税代行機能を変えたとみることができる。そして、「民治」の徴税代行機能の変化が必ずその統治代行機能に変化をもたらしてくることもいうまでもない。

村指導部は税の徴収代行権と費の徴収権を取り上げられ、税費の徴収は郷鎮の税務当局が行うことになった。これは公務員増を意味するものである。農村では、「民治」の弱体化がみられた。村幹部は国家機能の代行で得た経済的収入と政治的権威を同時に失ったため、「民治」を施すインセンティブや経済力と政治権威が弱くなり、「民治」も弱体化した。

ここで、1つの事例を取り上げてみる¹⁴⁾。2003年1月16日、河北省で大規模な農民による納税拒否の暴力事件が起こった。河北省故城県青鎮税務所の30数人の職員は、滞納の農業税を徴収するために、8台の車に分乗して南王荘村に入った。河北省で、税務職員はいつも数十人の集団で村に徴税に行くそうである。それは納税拒否の農民から身の安全を守るためである。しかし、この日徴税団は早くも納税拒否の村民たちと口論することになった。すると、村民全員2000人ほどは、農具を手に税務職員たちを包囲した。前列の農民たちは税務職員たちに暴行を振り、10数人の職員に怪我を負わせ、8台もの車を叩き壊した。

1月18日に県警察は事件の主要責任者として6人の村民を逮捕した。しかし村民たちはそれに反抗して、鎮党委員会書記と取材に来ている新華通信社の2人の記者を人質に取って6人の村民を釈放しなければ鎮政府を焼き討ちするとまで宣言した。県指導部は事態を沈静化させるために、警察に村民の釈放を命じた。

この事件より、次の2点が裏付けられた。

まず、税務職員の数が多く、官僚機関としての税務機関が肥大化し、徴税のコストが相当高いことが見受けられる。

次に、国家が村の有力者たちを利用することができなければ、その農村統治も崩壊してしまう。南王荘村での農業税徴収は、鎮指導部によって直接に行われる。それに対して村指導部は徴税を代行するどころか、徴税への協力もみられなかった。村の有力者の一声がなければ、村民が動かないのは、農村の政治文化である。南王荘村の有力者たちは、むしろ納税拒否のほうへ村民をまとめていったと思われる。河北省の郷鎮税務所は、いつも数十人の集団を組んで1つの村に徴税に行くが、このことは、農村有力者の非協力、村指導部の機能不全が河北省ですでに一般化していることを示している。

「農村税費改革」は、伝統的政治文明である農村における「民治」という農村統治制度と相克する要素を含むものである。税費改革は農村における「民治」の弱体化と同時に「官治」の機能不全をももたらし、結果的に国家の農村統治を弱めていくものである。

「農村税費改革」は政治体制上、農村幹部から権力、権威、権益を取り上げることである。しかし、農村幹部は今まで国家からこれらのものをももらう代わりに、無給であっても国家に忠誠をして農村、中国人の70%を治めてきた。「農村税費改革」はまさにこのような農村統治制度を崩す改革であり、言い換えれば国家、共産党の農村での統治基盤を潰す要素を含む改革である。

小稿は農民の負担軽減に反対するものではなく、また伝統的政治文明である「民治」に対して価値判断を行うものでもない。小稿の主張は税制度を弄るとき、政治文明の要素、とりわけ政治体制の要素をも考慮に入れながら新しい税制を設計しなければならないということである。単なる欧米の合理主義の思考、近代税理論などでは、問題の解決にならない。農業税の廃止は農村での徴税

不能という状況の中での出来事とも言えよう。

われわれは数千年の間、断絶することなく続いてきている政治文明を無視することができるだろうか。それに逆らって、それを引っくり返してしまったような改革を成功させることができるだろうか。それらを意識しながら敢えて改革を唱えるなら、それはもはや改革ではなく、革命と呼ぶのが正しい。革命はコストがかかることであり、そもそもそこまでコストをかける必要があるのだろうか。ほかの道、つまり革命ではなく改良という道がないであろうか。小稿はこのような問題意識を提起したい。

注

- 1) 小稿は平成16年度～17年度日本学術振興会科学研究補助金基盤研究(C) (本人代表) 「非同盟の中国式孤立主義から集団安保主義へ——中国外交の根本転換の研究 (1990年代)」を利用した研究の一部分である。
- 2) 拙作「『3つの代表論』と中華本流の復興」中国研究所編『中国年鑑・2003年版』創土社、2003年、60-65頁。「胡錦涛の政治とSARS政局」中国研究編『中国研究月報』2003年8月号、1-16頁。「現代中国の政治体制の変容——文明論のアプローチよりの考察」愛知大学国際中国学研究センター編『激動する世界と中国——現代中国学の構築に向けて』、愛知大学、2003年、93-96頁。「中国の『農村税費改革』と政治体制——政治文明論からのアプローチ」『中国研究月報』中国研究所、2004年2月号、5-20頁。「東アジア地域間の融合と相克における中国の外交」『現代中国』日本現代中国学会2004年年報、第79号、15-37頁。
- 3) 公文俊平『情報文明論』NTT出版、1994年、4-6、10、17頁。梅棹忠夫『梅棹忠夫著作集 第5巻 比較文明学研究』中央公論社、1989年。
- 4) 寺田隆信『物語 中国の歴史——文明史的序説』中央公論社、1997年、290-291頁。
- 5) A・トインビー (長谷川松治訳)『歴史の研究 (サマヴェル縮冊版)』社会思想社、1975年、第5編第2章 (A. Toynbee, *A Study of History*, 6 vols. 1934-1939) (トインビーは文明論研究の代表的な学者)。村上泰亮『文明の多系史観』中央公論社、1998年、61-64頁。
- 6) 丸山真男『現代日本の思想と行動 増補版』未来社、2000年。
- 7) 寺田隆信、前掲書、287-288頁。
- 8) 主に下記の拙著を参照。『中国の重層集権体制と経済発展』東京大学出版会、1998年。*Political Regime of Contemporary China*, University Press of America, 2002.
- 9) 趙宏偉、前掲書、228頁。
- 10) 趙宏偉他編訳『一つの中国 一つの台湾——江沢民 vs 李登輝』講談社、2001年。趙宏偉監修『胡錦涛・21世紀中国の支配者』NHK出版、2003年を参照。
- 11) Chang Chung-li, *The Chinese Gentry: Studies on Their Role in Nineteenth Century Chinese Society*, University of Washington Press, 1955.
- 12) 2002年3月7日、北京にて米有録インタビュー。
- 13) 「金持ち村長、故郷に錦」『朝日新聞』2003年11月27日。「老板村長現象」『文報』(香港)2004年3月5日。
- 14) 「河北農民暴力抗税」『中文導報』2003年1月30日。